

特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲受け等に関する確認・聴取事項等記載台帳

☐ 個人の場合

氏名	
----	--

☐ 法人の場合

名称	
代表者の氏名	
担当者の氏名	

住所	〒
電話番号	
E-mail	

届出番号		
特定国内種事業 の届出	届出年月日	年月日
	届出先	

☐ 別紙参照

個体等の譲受け又は引取り又は譲受け及び引取り（本様式において「譲受け等」という。）を行う特定第一種国内希少野生動植物種の名称（種名及び区分（個体・器官（名称）））		
個体等の譲受け等の日		年月日
個体等の譲渡人 又は引渡人	氏名（個人の場合）	
	名称（法人の場合）	
	代表者の氏名 （法人の場合）	
	住所	
	電話番号	
	E-mail	
由来 繁殖させたもの（繁殖個体等）であるか又は捕獲され若しくは採取されたもの（野生個体等）であるかの別		☐ 繁殖個体等 ☐ 野生個体等 ☐ その他（ ）

繁殖個体等	譲受け等を行う個体等	譲受け等の詳細、区分（個体・器官（名称））及び数量	
	繁殖させた者	氏名（個人の場合）	
		名称（法人の場合）	
		代表者の氏名（法人の場合）	
		住所	
		電話番号	
		E - m a i l	
野生個体等	譲受け等を行う個体等	譲受け等の詳細、区分（個体・器官（名称））及び数量	
	捕獲し、又は採取した者	氏名（個人の場合）	
		名称（法人の場合）	
		代表者の氏名（法人の場合）	
		住所	
		電話番号	
		E - m a i l	
	捕獲され、又は採取された場所		
捕獲等に係る許可年月日及び許可番号			
その他	譲受け等を行う個体等	譲受け等の詳細、区分（個体・器官（名称））及び数量	
	入手方法		
上記の記載事項の確認又は聴取の方法			

備考 1	特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の保有数量（由来、区分ごと）	（譲受け等の前） （譲受け等の後）
	前回の譲受け等の後の保有数量と今回の譲受け等の前の保有数量に増減がある場合にはその理由	
備考 2		

年 月 日記載

(記載要領)

- 1 この台帳は、特定国内種事業を行う者が、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲受け等（仕入れ）をする際に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 31 条に基づき、確認し又は聴取した事項その他特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りに関する事項を記載するためのものであり、譲受け等した日から 5 年間保存すること。
- 2 特定国内種事業を行う者は、この台帳を備え、特定国内種事業の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の個体等を他の者から譲り受け又は引き取る（仕入れる）際に、必要な事項を記載すること。
- 3 上段の特定国内種事業者に関する情報については、個人の場合又は法人の場合いずれか該当するものにチェックをし、個人にあつては氏名、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載すること。また、住所及び連絡先、届出番号を記載するほか、「特定国内種事業の届出」欄には、譲受け等をする特定第一種国内希少野生動植物種に係る特定国内種事業を届け出た日付及び届出先を記載すること。
- 4 中段の各欄は、譲渡人又は引渡人（仕入れ先）から特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲受け等（仕入れ）を行う内容について記載すること。
 - (1) 「個体等の譲受け、引取り又は譲受け及び引取り（以下、本様式において「譲受け等」という。）を行う特定第一種国内希少野生動植物種の名称（種名及び区分（個体・器官（名称）））」欄には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の別表第 3 に掲げる名称（和名のみで可）を用い、区分（個体及び器官の別（器官にあつては、その名称））を明らかにして記載すること。
 - (2) 「由来 繁殖させたもの（繁殖個体等）であるか又は捕獲され若しくは採取されたもの（野生個体等）であるかの別」欄は、譲受け又は引取り（仕入れ）を行う個体等について該当するものにチェックし、その他に該当する場合には、「適法に輸入されたもの」等、括弧内に詳細を記載すること。
 - (3) 譲受け等（仕入れ）を行う個体等が、繁殖させたものである場合には、「繁殖個体等」欄に、また、捕獲され、若しくは採取されたものである場合には、「野生個体等」欄に、適法に輸入されたもの等である場合には「その他」欄に、それぞれ必要な事項を記載すること。
 - (4) 「譲受け等を行う個体等 譲受け等の詳細、区分（個体・器官（名称））及び数量」欄には、譲受け等（仕入れ）を行う個体等の区分（個体、器官の別）を記載し、個体にあつて種子である場合にはその旨、器官にあつてはその名称を記載し、それぞれの数量を記載すること。
 - (5) 「捕獲され、又は採取された場所」欄には、捕獲され、又は採取された場所の地名を記載すること。
 - (6) 「入手方法」欄には、輸入個体の場合、輸入先の国名等を記載すること。
 - (7) 「上記の記載事項の確認又は聴取の方法」欄には、譲渡人から直接聞き取り、電話若しくは文書を通じたやりとりにより確認、譲渡人の発行するカタログ、説明書その他の文書により確認等、確認又は聴取の方法を具体的に記載すること。
- 5 下段の「備考 1」欄には、対象である特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の保有数量（圃場、温室、倉庫、販売所等における保有数量）について、今回の譲受け等（仕入れ）を行う前後の数量を由来（繁殖個体等、野生個体等又はその他。その他の場合、「適法に輸入されたもの」等、詳細を記載すること。）、区分（個体と器官の別。器官にあつてはその名称を記載すること。）ごとに記載すること。前回の譲受け等の後の保有数量と今回の譲受け等の前の保有数量に増減がある場合には、繁殖により増加、枯死により減少、販売により減少等その増減の理由を記載すること。

また、日付け欄については、この台帳の記載年月日を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。